

第三十七回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第一号

本委員は昭和三十五年十二月九日(金曜日)議長の名で次の通り選任された。

有馬 英治君 内田 常雄君
遠藤 三郎君 小川 平二君
岡崎 英城君 岡本 茂君
海部 俊樹君 神田 博君
菅 太郎君 佐々木秀世君
齋藤 憲三君 笠本 一雄君
首藤 新八君 田中 榮一君
田中 龍夫君 高橋 英吉君
中垣 國男君 中川 俊思君
中村 幸八君 野田 武夫君
長谷川四郎君 濱田 正信君
林 博君 原田 憲君
早稲田柳右五郎君 渡邊 本治君
板川 正吾君 岡田 利春君
加藤 清二君 勝澤 芳雄君
小林 ちづ君 東海林 稔君
田中 武夫君 中嶋 英夫君
中村 重光君 松平 忠久君
矢尾喜三郎君 和田 博雄君
伊藤卯四郎君 西村 榮一君

十二月九日
中川俊思君が議院において委員長に選任された。

昭和三十五年十二月十三日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君
理事小川 平二君 理事岡本 茂君
理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君
理事板川 正吾君 理事田中 武夫君
理事松平 忠久君
有馬 英治君 岡崎 英城君

海部 俊樹君 菅 太郎君
佐々木秀世君 齋藤 憲三君
笠本 一雄君 田中 榮一君
原田 憲君 早稲田柳右五郎君
岡田 利春君 加藤 清二君
勝澤 芳雄君 東海林 稔君
伊藤卯四郎君
出席國務大臣
國務 大臣 迫水 久常君

出席政府委員
經濟企画政務次 江藤 智君
官 通商産業政務次 砂原 格君
官 通商産業事務官 榎 誠明君
(大臣官房長)
委員外出席者
公正取引委員会 佐藤 基君
委員長
總理府事務官 坂根 哲夫君
(公正取引委員 会事務局局長)
土地調整委員会 大池 真君
委員長
専門 員 越田 清七君

十二月十三日
内田 常雄君 小川 平二君
岡本 茂君 中村 幸八君
長谷川四郎君 板川 正吾君
田中 武夫君 松平 忠久君
が理事に當選した。

十二月九日
海外經濟協力基金法案(内閣提出第三号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
理事の互選

海外經濟協力基金法案(内閣提出第三号)
國政調査承認要求に関する件

○中川委員長 これより會議を開きます。
この際、一言あいさつを申し上げます。

このたび皆様方の御推挙によりまして、不肖私が商工委員長の重職に選任されました。まことに光榮に存じております次第であります。重要な經濟面の問題を山積いたしております今日、私といひましたも、当委員会の重責を痛感しておりますので、委員会の運営につきましても、不なれの点もあらうかと存じますが、幸いにして練達たんのうな委員各位がそろっておられますので、皆様方の御支援と御協力によりまして、円満なる委員会の運営を心より願ひ、この重責を果たしたいと念願しております。ごさいます。

○中川委員長 次に、理事の互選を行います。
理事の員数は、去る十日の議院運営委員会決定の基準に従ひましてその数を八名とし、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。
それでは、

内田 常雄君 小川 平二君
岡本 茂君 中村 幸八君
長谷川四郎君 板川 正吾君
田中 武夫君 松平 忠久君
をそれぞれ理事に指名いたします。

○中川委員長 次に、國政調査承認要求の件についてお諮りいたします。
通商産業の基本施策に関する件等につきまして、当委員会が調査をいたす必要上、議長に國政調査の承認要求をいたしたいと存じます。

まず調査事項といたしましては、
一、通商産業の基本施策に関する事項
二、經濟綜合計画に関する事項
三、公益事業に関する事項
四、鉱工業に関する事項
五、商業に関する事項
六、通商に関する事項
七、中小企業に関する事項
八、特許に関する事項
九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項以上十項目。調査の目的といひましたは、
一、日本經濟の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため
二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

とし、調査の方法といたしましては、小委員会の設置、關係各方面より説明聴取及び資料の要求などいたしました。承認要求をいたすことにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○中川委員長 本日は総選挙後初めての委員会でありまして、本委員会と特別關係のあります大臣並びに政務次官等を御紹介したいと存じます。
まず、經濟企画庁の政務次官に就任されました江藤智君を御紹介いたします。

○江藤政府委員 ただいま御紹介にあらずかりました參議院議員の江藤智でございます。このたび經濟企画庁政務次官を拝命いたしました。今後何か皆様方のお世話に相なることと存じます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○中川委員長 次に公正取引委員長佐藤基君を御紹介いたします。
○佐藤説明員 御紹介いただきました公正取引委員会の委員長の佐藤基でございます。
独占禁止法は御承知の通り、私的独占あるいはカルテル、トラスト、公正取引というようものを規制いたします。公正かつ自由な競争を促進することによりまして、國民經濟の民主的

で健全なる発達をはかることを目的としておるのであります。

しかし独占禁止法は、施行以来すでに十三年余りを経過いたしました。経済界における事業活動の活発化と、わが国の経済発展に大いに寄与した経済効果と、他面におきまして中小企業あるいは一般消費者の保護に尽くしたこれが社会的効果は、今日何人も認めるところであります。

従いまして今後におきましても、本法の目的に沿って厳正な施行に努めますとともに、内外の経済動向に対する認識を一層深めることにも努力し、経済の実態に即応するように適正な運用に万全を期したいと思っております。

つきましては微衷をおくみとり下さいます。商工委員の各位には絶大な御理解と御支援をお願い申し上げます。次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○中川委員長 次に土地調整委員長大池眞君を御紹介いたします。

○大池説明員 ただいま御紹介にあずかりました土地調整委員会委員長大池でございます。

皆さんの御支援と御鞭撻とをひとえにお願いいたします。(拍手)

○中川委員長 次に通商産業政務次官に就任されました砂原格君を御紹介いたします。

○砂原政府委員 いろいろお世話になりますから、どうぞよろしくお願いいたします。私は何もわかりませんが、何分よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○中川委員長 経済企画庁長官迫水久常君を御紹介いたします。

○迫水国務大臣 私、今般経済企画庁長官に就任をいたしました。当委員会にはいろいろ御指導を仰がなければなりません。微力ではございますけれども、全力をあげて努力いたすつもりでありますから、どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○中川委員長 次に、去る九日、本委員会に付託されました海外経済協力基金法案を議題とし、審査に入ります。

海外経済協力基金法案 海外経済協力基金法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員等(第九条―第十九条)

第三章 業務(第二十条―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十二条)

第五章 監督(第三十三条―第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「東南アジア等の地域」という。)の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けること

が困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外経済協力を促進することを目的とする。

(法人格)

第二条 海外経済協力基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

一 附則第七条の規定により日本輸出入銀行から承継した資産の金額五十億円

二 附則第八条第二項の規定により日本輸出入銀行から承継した資産に相当する金額

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することが出来る。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(定款)

第五条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、経済企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 基金でない者は、海外経済協力基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 基金に、役員として、総裁一人、理事二人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 総裁は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の内命)

第十一条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、総裁が任命する。この場合において、理事のうち一人は、日本輸出入銀行の総裁の推薦に基づき、日本輸出入銀行の理事のうちから任命するものとする。

(役員の内命)

第十二条 役員の内命は、四年とする。

2 日本輸出入銀行の理事のうちから任命された理事は、その任期中に日本輸出入銀行の理事でなくなつたときは、理事の職を退任したものとす。

3 役員は、再任されることが出来る。

(役員の内命)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の内命)

第十四条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに不適しと認めるときは、その役員を解任することが出来る。

一 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるととき。

(役員及び職員)の兼職禁止

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官が、役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 基金と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(運営協議会)

第十七条 基金に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、總裁の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3 運営協議会は、前項に規定する事項について、總裁に意見を述べることが出来る。

4 運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(職員の任命)

第十八条 基金の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員)の地位

第十九条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 基金は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業(以下「開発事業」という。)のために必要な資金を貸し付けること。

二 開発事業の遂行のため特に必要がある場合において、前号の規定による資金の貸付けに代えて出資すること。

三 開発事業の準備のための調査又は開発事業の試験的実施のために必要な資金を貸し付けること。

四 前三号の業務に関連して必要な開発事業に関する調査を行なうこと。

第二十一条 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第一号若しくは第三号の資金の貸付け又は同条第二号の出資をすることが出来る。

一 その開発事業につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けること又は基金以外の者から出資を受けることが困難であると認められる場合

二 その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合(業務方法書)

第二十二条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、出資の方法、元利金の回収の方法並びに事務の委託の要領等を記載しなければならない。

(事務の委託)

第二十三条 基金は、業務方法書で定めるところにより、その事務の一部を日本輸出入銀行に委託することが出来る。

2 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかかわらず、前項の規定による委託に係る事務を行なうことが出来る。

(金融機関との競争禁止等)

第二十四条 基金は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その行なう業務について、日本輸出入銀行の業務との調整に努めるとともに、一般の金融機関と競争してはならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十六条 基金は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び

支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日まで完了しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に、これを経済企画庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により、財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 基金は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 日本銀行への預金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項の総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督

第三十三条 基金は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十四条 経済企画庁長官は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、事務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十五条 基金の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第三十六条 経済企画庁長官は、この法律の規定により認可又は承認をしようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

第七章 罰則

第三十七条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条各号に掲げる業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 第七条の規定に違反して海外経済協力基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十条までの規定は、同日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 内閣総理大臣は、基金の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、これを経済企画庁長官に提出して設立の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本輸出入銀行からの資産の承継等)

第七条 基金は、その成立の時に於いて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)

第十条 第三号の規定により政府から日本輸出入銀行に対し出資されていた五十億円の金額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

第八条 日本輸出入銀行は、昭和十五年四月一日から前条の規定により資産が承継される日の前日までの期間において、東南アジア開発協力基金の勘定において損益計算上利益を生じたときは、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、前条の規定により資産が承継される日の前日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、その成立の時に於いて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、前条の規定により資産が承継される日の前日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、その成立の時に於いて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、前条の規定により資産が承継される日の前日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

別の法人の基金に関する法律第十四条第一項の規定による積立金及び前項の規定による積立金の合計額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に海外経済協力基金という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 基金の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わる。

第十一条 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本開発銀行」の下に、「海外経済協力基金」を、「日本開発銀行法」の下に、「海外経済協力基金法」を加える。

第十三条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 海外経済協力基金に関すること。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正)

第十八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中、「日本輸出入銀行」を削る。

第十條第三号を次のように改める。

三 削除

第十一條第一項第三号を次のように改め、同条第三項を削る。

三 削除

第十二條第一項中「(日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開發協力基金の勘定)」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第十二條第三項から第五項までを削る。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

(日本輸出入銀行法の一部改正)
第十九條 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項を削る。

第十八條の三中「第四條第一項」を「第四條」に改める。
(経過規定)

第二十條 附則第十八條の規定による改正前の經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定による日本輸出入銀行の東南アジア開發協力基金の勘定の昭和三十五年度の決算及び損益の処理に関しては、附則第八條に規定するものを除き、なお従前の例による。

理由

東南アジア等の地域において、わが國が經濟協力を行うことによりその地域の産業の開發に寄与することが要請されている現状にかんがみ、その開發に必要な資金で日本輸出入

銀行及び一般の金融機關から供給を受けることが困難なものの供給の円滑化等を図るため、海外經濟協力基金を設立し、もつて海外經濟協力を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川委員長 ます趣旨の説明を聴取いたしたいと存じます。經濟企画庁長官 迫水久常君。

○迫水國務大臣 海外經濟協力基金法案の提案理由を御説明申し上げます。最近の世界經濟における重要な動向の一つといたしまして、東南アジアその他の開發途上にある地域に対する國際經濟協力の問題が大きく取り上げられてゐることは御承知の通りであります。すなわち、戦後、これらの開發途上にある諸國は、その資源の開發ないし工業化をはかり、急速な經濟の發展と、國民生活水準の向上を意圖してゐるのであります。そのためには、資本及び技術の面でその多くを先進工業國に依存せざるを得ない状態にあるのであります。

一方においてこのような開發途上にある諸國の要請にこたえてこれらの國に対する經濟協力を推進することは、世界經濟全般から見ても、地域的不均衡を是正し、經濟交流の秩序ある進展をはかるためきわめて重要なことであると考えられるのであります。このよう

な情勢のもとに、最近においては國際開發協會の設立、開發援助グループの會議の開催など、經濟協力を國際的規模において一そう強力に推進しようとする動きが見られるのであります。が、わが國といたしまして、今後東南アジア諸國等との經濟關係の一そう

の増進をはかる上から、これらの國に對する經濟協力を積極的に推進することがこの際特に必要であると考へられるのであります。

もちろん從來もわが國のこれらの地域に對する經濟協力が行なわれなかつたわけではないのであります。が、わが國の場合、民間企業だけではなお資力も十分でなく、また政府關係機關としても、日本輸出入銀行が、輸出入金融のほか海外投資に必要な金融を行なつてゐるのであります。が、必ずしも十分とは申せない状況であります。で、このたび御審議をいただく海外經濟協力基金法案によりまして、新たに、獨立の法人格を有する海外經濟協力基金を設立し、經濟協力をさらに積極的に推進するための体制の整備をはかることとしたのであります。

次に簡単にこの法律案の内容を御説明申し上げます。

まず基金の目的は、すでに申し上げましたように東南アジア地域その他の開發途上にある地域の産業開發に必要な資金で、日本輸出入銀行及び一般の金融機關から通常の條件で供給を受けることが困難な資金の円滑な供給をはかる等の業務を行なうことによりまして海外經濟協力の一そうの促進をはかることとあります。

次に基金の資本金は、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律によつて、政府から日本輸出入銀行へ出資されておりました五十億圓と、その管理運用によつて得られた利益の積立金との合計額を日本輸出入銀行から承継することとし、政府がその全額を基金の設立に際し出資することとしてゐるのであります。が、將來、必要に応じて政府が追加出資をすることとなつております。

次に、基金の業務といたしましては、東南アジア地域等の産業の開發に寄与し、かつ、わが國との經濟交流を促進するため緊要と認められる事業のために、必要な資金の貸付、または、特に必要があるときは、貸付にかえて出資することができるとは、このような事業の準備調査またはその試験的実施のための資金の貸付、さらには以上のような投資の業務に關連いたしまして基金がみずから必要な調査をすることができるよう規定いたしてあります。

なお、基金は、その設立の趣旨にかんがみまして、右の貸付等の業務を行なうにあつては、日本輸出入銀行の業務と十分な調整を行なうとともに投資の條件等につきましても日本輸出入銀行よりは、やや幅広く運用できるよう配慮いたしてあります。

次に基金の機構は、極力簡素なものとする建前から、役員としては、總裁一人、理事二人、監事一人の計四人とし、また、事務の相当部分は日本輸出入銀行に委託して行なうこととしてあります。

なお基金の業務の運営については、關係行政機關の所掌事務と密接な關係のあるものも多いと考えられますので、總裁の諮問機關として運営協議會を設けることとし、關係行政機關と緊密な連絡を保つて業務の適正な運営が行なわれるよう配慮してあります。

次に基金の監督は、經濟企画庁長官がこれを行なうのであります。が、この法律の規定に基づいて認可または承認をする場合には、あらかじめ、外務大

臣、大藏大臣及び通商産業大臣と協議して行なうこととなつてあります。

その他、定款、業務方法書、財務及び會計等の点につきましてもは一般の政府出資の特別法人とほぼ同様の規定を定めてあります。

以上がこの法律案の主な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終りました。が、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散會いたします。
午前十一時一分散會

昭和三十五年十二月十五日印刷

昭和三十五年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局